



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 第12次改正 食品表示基準
- B【シリーズ】 食品表示案内 第16講 追補
: 業務用加工食品の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 法令用語について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆第12次改正 食品表示基準の一部を改正する内閣府令(内閣府令第71号)が令和6年8月23日に公示されました。

紅麹関連製品に係る事案を受け、制度の信頼性を高めることを趣旨としていることを踏まえ、速やかに改正後の規定に基づく対応を求められています。

◆また、上記改正に合わせて、令和6年8月30日に、いわゆる基準通知「食品表示基準について」が第36次改正されています。

■主たる改正内容(基準)

- ①健康被害情報の収集体制と医師の診断による健康被害情報の保健所等への提供 (令和6年9月1日施行)
- ②天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の届出に関する製造加工等におけるGMP基準の適用
(令和6年9月1日施行 猶予期間:令和8年8月31日まで)
- ③届出情報の表示方法の見直し (令和7年4月1日施行)
- ④改正後の届出に関する事項(新規成分に係る届出者の評価を慎重に確認する手続(60日→120日)を含む。) (令和7年4月1日施行)

〈第1編 加工食品〉

第16講 業務用加工食品の表示 【追補】

■ 識別表示との関係

資源有効利用促進法に基づく指定表示食品には識別表示が義務付けられています。いわゆる紙マークやプラマーク等があります。一般消費者が適切に分別して排出し、市町村の分別収集を促進するためです。

従って、一般消費者が購入しない業務用加工食品には識別表示は不要となります。業務用加工食品の廃棄された包装ごみは事業者が自己の費用で処理することになります。

経済産業省の容器包装の識別表示Q&Aには「業務用の容器包装へは識別マークを表示しないようにしてください。事業者が専らその事業活動で消費する商品の容器包装については再商品化義務の対象外であり、かつ表示義務の対象外となります。」と記載されています。また、「業務用の容器包装へは識別マークは必要ありません。事業者が専らその事業活動で消費する商品の容器包装については再商品化義務の対象外であり、かつ表示義務の対象外となります。対象外の製品にマークがあることは混乱の元となるため、表示しないようにしてください。」と記載されています。

さらに、家庭用と業務用に共通に使用する容器包装の場合、識別マークを表示してもよいのかどうかの問いに対し、「家庭用として用いられる商品に施されている容器包装には、識別マークを表示する義務があります。一方、業務用の商品の容器包装は、対象外となります。対象外の製品にマークが付いていることは混乱のもととなることから、家庭用と業務用が特定できない場合であっても、極力両者を区別して、業務用の容器包装に識別マークが表示されないよう配慮することが望まれます。」と記載されています。

ここで、資材を家庭用と業務用に分けて容易できない時が問題になります。このような場合は容器包装に業務用とプラマーク等の識別マークを併用して表示し、再処理費用を研鑽する際に家庭用に販売した比率分の再処理費用分を支払うことで対応するしかないと思います。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

コラム【ちょっと深く、考える】 法令用語について

■「若しくは」と「又は」

「若しくは(もしくは)」も「又は」と同じ意味ですが、法律文書では「又は」は上位の 카테고리を選択的に並べる際に、「若しくは」は下位の 카테고리を選択的に並べる際に用いられます。(英語でいうor)

＜食品表示基準第18条第1項柱書 抜粋＞

食品関連事業者が生鮮食品(業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。)を販売する際(設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れなくて、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。)

には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。



設備を設けて飲食させる場合**又は**容器包装に入れなくて、かつ、生産した場所で販売する場合**若しくは**不特定**若しくは**多数の者に対して譲渡する場合を除く。



○ A: 設備を設けて飲食させる場合

B: **又は**容器包装に入れなくて、かつ、①生産した場所で販売する場合

②**若しくは**不特定**若しくは**多数の者に対して譲渡する場合

× A: 設備を設けて飲食させる場合

B: **又は**容器包装に入れなくて、かつ、生産した場所で販売する場合

C: **若しくは**不特定**若しくは**多数の者に対して譲渡する場合

※ 続きはPage 3-2 (会員) で記載しています。

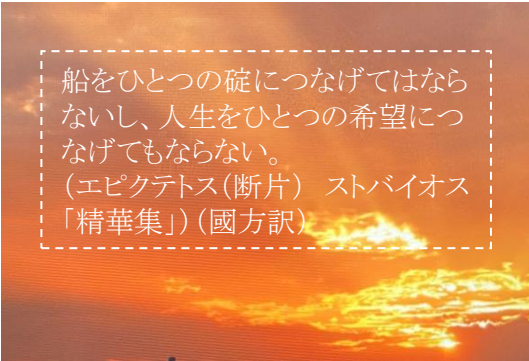
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2024年(令和6年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2024年 8月号】



船をひとつの碇につなげてはならないし、人生をひとつの希望につなげてもらならない。
(エピクテトス(断片) ストバイオス「精華集」)(國方訳)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。